省　令

○厚生労働省令第六十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第百九号とし、第七十八号から第八十一号までを二十七号ずつ繰り下げ、第七十七号を第百三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四　（二―ヨード―五―ニトロフェニル）〔一―〔（一―メチルピペリジン―二―イル）メチル〕―一H―インドール―三―イル〕メタノン及びその塩類

第一条中第七十六号を第百二号とし、第六十七号から第七十五号までを二十六号ずつ繰り下げ、第六十六号を第九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十二　一―（四―メトキシフェニル）―二―（ジメチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第六十五号を第九十号とし、第六十一号から第六十四号までを二十五号ずつ繰り下げ、第六十号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五　五・六―メチレンジオキシインダン―二―アミン及びその塩類

第一条中第五十九号を第八十三号とし、第五十六号から第五十八号までを二十四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十九　二―（メチルアミノ）―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十四号を第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十六　二―（メチルアミノ）―一―フェニルペンタン―一―オン及びその塩類

七十七　二―（メチルアミノ）―一―（四―メチルフェニル）ブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十三号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四　二―メチルアミノ―一―（チオフェン―二―イル）プロパン及びその塩類

第一条中第五十二号を第七十二号とし、第五十一号を第七十一号とし、第五十号を第七十号とし、第四十九号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　一―（四―ブロモフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第四十八号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七　〔一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―イル〕（ピリジン―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十七号を第六十五号とし、第四十四号から第四十六号までを十八号ずつ繰り下げ、第四十三号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十一　〔五―（二―フルオロフェニル）―一―ペンチル―一H―ピロール―三―イル〕（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十二号を第五十九号とし、第四十一号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第四十号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十九号を第五十四号とし、第三十八号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―一H―ピロール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第三十七号を第五十一号とし、第三十三号から第三十六号までを十四号ずつ繰り下げ、第三十二号を第四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十五　二―（ジメチルアミノ）―一―（四―メチルフェニル）ブタン―一―オン及びその塩類

四十六　二―（ジメチルアミノ）―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十一号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三　二―（ジフェニルメチル）ピロリジン及びその塩類

第一条中第三十号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一　一―（二・三―ジクロロフェニル）ピペラジン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九　N・N―ジエチル―四―ヒドロキシトリプタミン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十七号とし、第二十四号から第二十七号までを九号ずつ繰り下げ、第二十三号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二　キノリン―八―イル＝一―ペンチル（一H―インドール）―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第二十二号を第三十号とし、第十六号から第二十一号までを八号ずつ繰り下げ、第十五号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　二―（エチルアミノ）―一―フェニルブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第十四号を第二十一号とし、第十一号から第十三号までを七号ずつ繰り下げ、第十号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第九号を第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三　一―アダマンチル〔〔一―〔（一―メチルピペリジン―二―イル）メチル〕―一H―インドール―三―イル〕メタノン及びその塩類

十四　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（四―フルオロベンジル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

十五　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ペンチル―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　一―アダマンチル（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条第七号の次に次の二号を加える。

八　N―（一―アダマンチル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

九　N―（一―アダマンチル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表中インダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―（二・三―ジクロロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途